東方學報　京都第九一册（二〇一六）：四五+七一頁

朱熹『大同集』に關する若干の問題

尹　波・郭　齊・白井　順*
白井　順　譯

小　序

『朱文公大同集』は、朱熹の同安主簿の任期中における作品および同安に關係する作品を收錄し、現時點で知られるところでは最も早い朱熹の地域的な詩文選集である。宋の陳利用の編として、元來は八卷、同安で出版された。その後、元の都璋が重刻し、十卷として、簡略な『年譜』を附し、至正年間に刊行された。さらに明の林希元が增輯し、十三卷として、嘉靖二十四年（一五四五）に出版した。『四庫提要』の存目に列せられているものがこれである。その後、萬曆三十五年（一六〇七），鮑際明が重刻し、やはり十三卷とした。乾隆二十年（一七五五）、陳臚聲がまた出版して十五卷とした。本書は宋人が編纂したものなので、學者はもともと貴重だと分かっていたが、四庫館臣が誤って「詩文は皆『全集』に載する所、問答も亦『語錄』に收むる所にして、別に新異なし」[1]と誤った判斷を下してしまったために、これまで十分な注目を受けてこなかった。いま新たに朱熹文集を整理し、『大同集』と細かく對校してみると、やはり考證を加えてはっきり

させる幾つかの問題があり、本書の文獻的價値はあらためて顯彰されるべきだと感じた次第である。

一、編者事迹考

編者の素性について、文獻資料は甚だ少なく、詳細を知るのは困難である。卷頭に揭載されている至正十二年（一三五二）の孔公俊の序に「門人陳光卿、錄を輯めて編を成し、名づけて曰く『大同集』」とある。これに從えば、陳利用、字光卿は朱熹の門人になる。その卷首の題の下に「學生、縣學司書兼奉文公祠陳利用編」と記されており、孔序とすこぶる一致するようにみえる。だが、卷末に附す葉適の嘉定五年（一二一二）五月に書かれた「縣學朱先生祠堂記」には、「初、新安先生朱公　同安縣主簿たり、今知縣事毛君　時に當たりて公を學宮に祀る」と言っており、嘉定初年に同安縣學で始めて朱熹の祠が建てられたことが分かる。朱熹に「文」という諡號が贈られたのも、また嘉定二年のことであった。すなわち陳利用が縣學司書兼奉文公祠の任にあったのはこれより後年のことでなければならない。それなら、陳利用は結局朱子の門人なのか、彼が自ら「學生」と記しているのはどのように理解すべきなのか。朱熹が同安縣主簿の任にあったのは紹興二十三年（一一五三）から二十七年（一一五七）の間のことで、もし陳利用がこの期間に朱熹に從學していたとすれば、そのときに最も若い年齡だったとして計算すると、陳利用は紹興十年（一一四〇）頃には生まれていなければならず、嘉定初年には七十歲餘りになっていることになる。なお縣學司書兼奉文公祠の任にある道理などどこにあるだろうか。であるならば、彼は朱熹が同安主簿にある時にはまだ從學していなかったことになる。現存する朱熹の著述およびその他の文獻にも、陳利用が朱熹に從學したという記載は見當たらないのである。從って我々は、陳利用は朱熹の門人ではないと考えており、その自ら「學生」と記したのは、例えば自ら「後學」と稱すような類で、尊敬の念を表すためか、または縣學

生の身分を示すためかのいずれかである。朱熹に對しては、まさに私淑とするべきで、孔公俊の序文でそれを門人と稱するのは正しくない。弘治刊『溫州府志』卷十三には、「陳利用、永嘉人、嘉熙二年（一二三八）進士」とある。至正刊『四明續志』卷四には「陳利用、開慶元年（一二五九）任司理」とあり、その年代は皆ほぼ相近い。しかし、『大同集』を編集した人は「學生、縣學司書兼奉文公祠」とある以上、明らかに同安の人で、この同名の人とは同一人物ではないはずである。

二、編纂內容と收錄作品の時期的考察

この書の內容と收錄される作品の時期的な限定に關して、孔公俊は序文で「文公筮仕してより、嘗て五年ここに簿領し、時に著すところの詩文若干卷、門人陳光卿　輯錄成編す」と言っており、朱熹が同安に居た際に作ったものを收錄していると明言する。林希元の序文でもまた、「『大同集』は、朱子の同安に簿たりし時の文を集めしなり」と言う。その後『四庫提要』でもまた誤った話を更に間違えて傳え、「この集はみな朱子の同安に官たりし時に作るところ」と言うが、實は誤りである。集中の「兩絕句送順之南歸」は乾道年間の作、「歸師堂記後跋」は紹熙三年（一一九二）の作、「答柯國材」は隆興二年（一一六四）の作、「許順之字說」は紹興二十八年（一一五八）の作、「祭許順之」は淳熙十二年（一一八五）の作であることを考慮すれば、この集に收錄される作品は朱熹が同安縣主簿の任にあった時に作った作品だけに止まらず、同安に關連する作品をも含んでおり、時間的にも紹興二十三年（一一五三）から紹熙年間（一一九〇～一一九四）まで、朱熹の半生をカバーしていることが分かる。

この書が編集された時期は、前述のように嘉定初めより早まることはない。『四部叢刊』所收影宋本『晦庵先生朱文公

文集・別集』巻七「與一維那」題下注に「以下は陳利用編『大同集』に見ゆ」として詩八篇が、「至樂齋記」題下注に「以下は『大同集』に見ゆ」として記二篇が、「舍菜二先師祝文」題下注に「『大同集』に見ゆ」として祝文一篇が、同書巻八「囘王正臣」題下注に「『大同集』に見ゆ」として啓一篇が、それぞれ收められている。ここから、『別集』が編纂された時に『大同集』より採錄したことが分かる。余師魯「文公別集書後」と黄鏞「文公別集序」によれば、『別集』は景定初年（一二六〇～）から咸淳元年（一二六五）の間に出來上がったことになっているから、『大同集』の編刻の下限はこの時より下るはずはない。

三、版本源流考

1、宋・陳利用嘉定至咸淳間編刻本、八卷

元の孔公俊は序文で「『大同集』は則ち歲久しく，刊本存せず」と言い、明の林希元「重刊大同集序」に「舊八卷[2]」と言う。陳利用の本が刊行された際には八卷で、上述したようにその時期も嘉定から咸淳の間であったことが分かる。現存せず。

2、元・都璋至正十二年刊本、十卷

都璋、字は潤玉、元の鄱陽の人、同安に寓居して諸生となり、大同書院の建造に關わった。林泉生の「大同書院記」に言う、「（大同）書院は至正十年（一三五〇）の夏に作られ、十一年の秋に成り、十六年の正月に記さる。邑の諸生王芳孫、謝宜翁、孔克原、都璋、邑の吏林みな勞に服し事を集す[3]」。孔公俊は「以えらく、祠宇既に成れば、その集備わらざるべ

からず、と。遂に己が資を捐て、幷せて年譜を纂んでこれを重刻す」[4]。全十巻。題して『朱文公大同集』とし、題の下に「學生、縣學司書兼奉文公祠陳利用編」と記す。毎半頁11行、毎行21字、左右雙欄、黒口、間ま白口有り、雙魚尾、間ま三魚尾有り。上魚尾下、前四巻にはすべて「巻〇」と刻され、第五巻から「大同巻〇」、また「巻〇」と刻されている。『中國古籍善本總目』には、「元刻明修本、年譜（都璋撰）は清抄本に配す。全書の順序は孔公俊序、都璋年譜序及年譜、目錄、本文」と記載されている。

孔公俊は字師道、至正九年（一三四九）、同安の尹となり、十年、大同書院を建てる[5]。「朱文公大同集序」の序は至正壬辰（一三五二）に書かれているから、該書は至正十二年（一三五二）前後に刊行されていなければならない。年譜の末尾の注に「元至正二十二年（一三六二）齊國公を追封す」とあるのは、まさに後人が加筆したところである。この年譜の題は「宋太師徽國文公朱先生年譜節略」となっており、まだ紹定三年（一二三〇）の「徽國公」の封號を踏襲している。

前述したように、陳利用が出版した原刊本は早くに亡佚し、この都璋の版本がこの世で最も早い『大同集』刻本である。では、それと陳利用刊本との關係はどのようなのか。我々は都璋本が基本的に宋刻本の原貌を反映していると考えている。その理由として以下の三點を擧げることができる。①孔公俊の序文に、都璋はただ「これを重刻す」と述べるのみで、文字に增補改編するところがあるとは言っていない。もし都璋が原編について比較的大きな變更をしたならば、序文の作者としてはその名を表に出さないわけにはいかないだろう。②毎巻はじめにただ陳利用の名前を署すが、都璋には觸れない。もし都璋に比較的重要な增補や變更があれば、當然記してその功績を顯彰したはずである。③とりわけ文章の書式について、さらに說明すべき問題がある。たとえば、巻四「堂補科試策問一十二道の「問、夫子稱郊祀」條の「共惟國家承百王之流弊」の句、巻五「策問一十二道」の「問、臺諫天子耳目之官」條の「乃者天子深燭奸萌」の句、「問、官材取士之法」條の「至國朝始專以進士入官」の句、「問、閒者天子數下寬大之詔」條の「恭維聖天子」の句、巻九「左朝散

致仕陳公行狀」の「民乃有安、朝廷嘉錄其功」の句、巻十「淮赦告諸廟」の目錄および本文の標題、である。そこでは、「國家」・「天子」・「國朝」・「聖天子」・「朝廷」・「赦」の文字があれば、その前には等しく空格があり、尊崇の意を表している。明らかにこれは宋本の面影である。都璋の重刻本はただ原板の基礎の上に立っており、文字が摩滅して潰れているところは刻し直し、完全なところはそのままにしているのではないか、と思われる。

しかし、ここに問題が生じている。孔公俊の序文によれば、『大同集』は「歳久しく、刊本存せず」と明言されているのに、一方で林希元の増補本の序文には「舊八卷」と記されている。これはどのように解釋すべきなのだろうか？　我々は「歳久しく、刊本存せず」というのは、あるいは刊本はもはや探しようがなく、その版木はおそらく縣學になおまだ保存されていたものの、すでにひどく損壞していた、ということでないかと考えている。「舊八卷」というのは、林希元がそのときまだ都璋本を見ていない證據とするに足る。その言うところの卷數の不同は、ただ內容の分合によるだけかもしれない。しかし時間的な先後から言えば、元刻本は宋本の原貌に更に接近したものであることは疑いようがない。

3、明・張遜成化八年抽補重刊本

明成化八（一四七二）年、「無錫の張侯（遜）來たりてこの邑（同安）に令たり。始めて至るや、圖を按じ跡を考え、慨然として崇廢起墜を以て己が任と爲し、先ず捐俸して先生の『大同集』の漫漶なるものを重刊す」[6]。この重刊本の實態は詳らかではなく、ただ幾ばくかの有用な情報しか提供してくれない。元を去ること百餘年後の成化年間に『大同集』の舊版がまだ存在していて、これもまた、前述した都璋本が陳利用の舊版を補修して成されただろうことを裏付けており、從って孔公俊の序文で言うところの「『大同集』は則ち歳久しく、刊本は存せず」とは、「書は亡びたが版木は存在する」ということなのかもしれない。

4、明・林希元嘉靖二十四年刻本、十三卷

嘉靖年間、林希元は八卷本を基礎にして「十三卷本に增やし」た。希元（一四八一～一五六五）字は茂貞、號は次崖、同安の人。正德十二年（一五一七）の進士で、官は廣東按察司僉事に終る。著書としては『易經存疑』十二卷、『四書存疑』十二卷、『更正大學經傳定本』一卷、『荒政叢言』一卷、『欽州政略』九卷、『林次崖先生文集』などがあり、宋福建漳浦の人・高登の『東溪集』二卷を新たに出版したりしている。希元は言う、「舊板は歲久しく壞爛し、加うるに以て字多く訛誤す。予謂えらく、この先賢の遺墨は、片言只字も泯沒せしむべからず。嘗て晦翁全集を考うるに、朱子の同（同安）に簿たりし時、門人許順之の輩との答問甚だ多きに、舊集の收むる所は僅かに十の五六なり。予謂えらく、先賢の至教は、一言一句も傳えしめざるべからずと。乃ち全集を取りて參校し、壞爛するものはこれを新たにし、訛誤せるものはこれを正し、遺缺するものはこれを補う。その同を去りし後、諸人と翰墨往來するものも亦たここに集め、その類に從うなり。その異時に論學、論政して同安に及ぶもの有れば亦たここに附し、自る所を明らかにするなり。舊八卷、今增やして十三卷に至る」[7]と言い、陳利用の八卷本を基本にしてそれを增訂し、しかもその舊版がまだ存在すると述べている。さらに林希元は重刊の同じ序文のなかで次のように言う、「書成り、これを刻せんと欲すること久し。縣官の例として末文に拘せられ、未だ遇う者有らず。學諭の李拙修先生は每に予の言を聞き、輒ち共に嘆息す。甲辰（一五四四）の春、先生適たま邑事を署せしとき、予復たこれを啓す。先生欣然として曰く、『吾が事なり。工を召してこれを刻さん』と。未だ幾ばくならずして、少尹の萬壇溪侯、令尹の郭景崖侯先後して至り、更代常靡く、事遂に中格（沙汰止み）す。居ること幾ばくもなく、憲使の利見齋公　行部（巡視）して至り、風を觀て古を吊び、延いて考亭の迹を訪ぬ。予因りてこれに告ぐ。公乃ち自ら以て功と爲し、萬侯これを承け、工始めて告成す。拙修曰く、『この書の成るは、前賢と後學に功有ると謂うべし』と。この書の刻、先生の心良に亦た苦しむ。志なかるべからず。余乃ち校編翻刻の故を序次して端に冠し、庸て後

の君子に告ぐ」[8]。

李拙修、名は榕、鄱陽の人。林希元は自分の文集で「兩署（同安）邑篆」、「嘉靖丁未莫（暮）春上旬、學諭李拙修先生　致政の報至る」[9]と述べている。これは致仕した嘉靖二十六年（一五四七）のことであるから、これより前に『大同集』はすでに刊行されていた。林希元「增訂朱子大同集序」は「嘉靖乙巳仲春朔旦、鳳山の退修堂に書す」[10]と署しているが、まさにこの時（嘉靖乙巳、一五四五）に刊行されたのである。要するに、この版本は嘉靖二十三年（一五四四）以前にとっくに編集が濟んでおり、紆餘曲折を經てまさに二十四年（一五四五）にやっと刊行された。惜しいことに現在では見ることができないが、萬曆年間の鮑際明の重刻本によってその面目を窺い知ることができる。

5、明・鮑際明萬曆三十五年刻本、十三卷

萬曆三十五年（一六〇七）、鮑際明が同安の知になった時、彼は「車を下りるや、首めに『紫陽大同集』を刋正」[11]した。鮑際明、字は伯參、無錫の人、萬曆甲辰（一六〇四）の進士、海康令を授けられ、同安に調せられ、寒士を拔擢した[12]。その刻本は『增訂紫陽先生大同集』と題されて、全十三卷、八册仕立てであった。冒頭に都璋撰の『年譜』が置かれ（年譜は首頁を缺く）[13]、以下、目錄、本文と續いている。本文の卷一は古詩、卷二は札狀、卷三、卷四は書簡、卷五は序、卷六は記、卷七は跋、卷八は銘、卷九は贊、卷十は雜著、卷十一は祝文、卷十二は行狀（首頁を缺く、目錄および乾隆本によれば、「奉使直祕閣朱公行狀」のはず）、卷十三は附錄と語類八條。每半頁9行、每行18字。四周単欄、白口、上魚尾、魚口は下向き。魚尾上に「紫陽大同集」と刻され、魚尾下に卷數、その下に丁數が刻され、その裏面最下部に、潘吾、吳頂、吳二、王九、陳元、薛應、江禾等といった刻工名が刻まれている。全書は元（卷一至二）、亨（卷三）、利（卷四至六）、貞（卷七至十三）の四集に分けられており、每集のはじめの題字の下に「宋縣學司書陳利用摹編、明大理次崖林希元校葺、錫山後學鮑際明增

訂」と記されている。すべて尾題がある。開巻のページには「帝室圖書之章」、「朝鮮總督府圖書之印」、「京城帝國大學圖書章」等の印章があり、もともとは朝鮮王室の藏書であった。朝鮮王朝の『承政院日記』正祖二十三年（一七九九）己未十一月十七日には「いま番所の貿來するもの、『朱子大同集』、『朱子實紀』、『後漢書』の三帙」[14]と記載されており、清嘉慶四年（一七九九）の時に、この『大同集』がすでに朝鮮へ流傳していたことが分かる。またこのことは、清嘉慶四年の時點では、中國ではまだ萬曆年間の鮑際明刻本を見ることが可能だったことの證明にもなっている。その後、この書は日本が朝鮮に開校した京城帝國大學の所藏となり、氣がつかない間に本書は天下の孤本になっていたのである。朝鮮王室はこの書を極めて重視しており、上引の『承政院日記』同條には「『大同集』中には『大全』に載せざる所の語句、閒ま多くこれ有り。全集裒輯の役は、誠にこの書なかるべからず」とあり、十日後にまた、「上曰く、朱書『大同集』、果して觀るべきありや、と。（徐）瀅修曰く、或いは『大全』の無き所のもの有り」というやりとりが記載されている。[15]

都璋本と比べると、當然、この版本の配列は異なっている。例えば、巻十「策問三十三道」は、都璋本では巻四、巻五に各十二道、巻六に九道がそれぞれ分けて置かれている。內容は巻八の銘が同じなのを除いて、ほかはすべて異なり、かつ增補もやや多い。

巻一に以下の詩作品が收められている。「同安官舍夜作二首」、「與諸同僚謁奠北山」、「安溪道中」、「留安溪、三日按事未竟」、「古詩」、「壽母生朝」、「又二首」、「又三首」、「又一首」、「苧溪道中」、「民安道中」、「梵天觀雨」、「安溪書事」、「南安道中」、「宿雲際寺、許順之將別、以詩求教」、「和人遊西岩」、「次圭父觀魚韻」、「彥集奉檄歸省、示及佳編次韻」、「和張彥輔落星寺之作」、「和彥輔雪後棲賢之作」、「宿密庵、分韻賦得衣字」、「承侍郎使君垂示所與少傅國公唱酬西湖佳句、次韻二首」、「之德化、宿劇頭鋪、夜聞杜宇」、「小盈道中」。

巻二の劄狀には、「乞修三禮」、「乞以泗水侯從祀先聖」、「經界申諸司狀」が收められている。

卷三の書には、「賀陳丞相書」、「與陳丞相書」、「與汪尙書書」、「答陳同父書」二條、「與留丞相書」、「答汪尙書論家廟」、「與張敬夫」、「答張敬夫」、「答呂伯恭」二條、「答陸子壽」、「答陳同甫」二條、「答許順之」の九條、『答許順之十三條』の九條、「答許順之十七」の十一條が收められている。その中の「逆詐億不信」は、都璋本では「批王近思說後」と題されている。

卷四の書には、「答王近思」十五條、「答柯國材」二條を收錄。

卷五の序には、「家禮序」、「王梅溪文集序」、「武夷圖序」を收錄。

卷六の記には、「歸樂堂記」、「存齋記」を收錄。

卷七の跋には、「跋蔡神與絕筆」、「題趙淸獻事實後」を收錄。

卷八の銘はすべて都璋本に同じ。

卷九の贊には、「濂溪先生」、「明道先生」、「伊川先生」、「康節先生」、「橫渠先生」、「涑水先生」、「張敬夫畫像贊」、「呂伯恭畫像贊」、「陳明仲畫像贊」、「程正思畫像贊」。

卷十の雜著には、「更同安縣學四齋名」、「補試榜論」、「白鹿堂策問」を收錄。

卷十一の祝文には、「謁洛陽蔡端明祠文」を收錄。

卷十二の行狀には、「奉使直祕閣朱公」、「延平先生李公行狀」、「伊川先生年譜」を收錄。

卷十三の附錄には「語類八條」を收錄。

本書が收錄する文章は、增補の基準がひとつでないので、遺漏もあれば收めるべきでないもの收錄されている。たとえば、「壽母生朝」は紹興三十二年（一一六二）の作で、その「五年不出」の一句によって牽强付會に同安と結び付けたもので、その次の「又二首」、「又三首」、「又一首」も同安と關係がない。また、たとえば「安溪書事」、「留安溪三日按事未竟」は、

紹興二十三（一一五三）年、朱熹が同安縣主簿の任にあったとき安溪に出張した際の文章なので增補しているが、しかしその他の例えば「安溪道中泉石奇甚絕類建劍閒山水佳處也」等は却って增補していない。「和人遊西岩」は朱熹が淳熙以後（一一七四～）崇安縣に居た時に作ったもの（西岩は崇安縣に屬している）、「和張彥輔落星寺之作」、「和彥輔雪後棲賢之作」は淳熙七年（一一八〇）に朱熹が南康軍に居た時に作ったもので（張彥輔は卽ち張棟、紹興三十年知建安縣）、「承侍郎使君垂示所與少傅國公唱酬西湖佳句、次韻二首」は淳熙十年（一一八三）の朱熹の作品であるが、（侍郎使君は趙汝愚を指し、淳熙九年五月、吏部郎官から知福州となった。少傅國公は少傅、福國公をもって致仕した興化の人・陳俊卿を指す）、これらはみな同安と關わりがなく、とても恣意的で、どうして補ったのかその理由がわからない。また、「和張彥輔落星寺之作」と「和彥輔雪後棲賢之作」は、この時一緒に作った作品が十餘首あるのに、ただ落星寺と棲賢院に關係する詩編のみ採錄しており（棲賢院についてはなおまだ「次張彥輔棲賢之作」という一篇がある）、その意圖がよく分からない。

本集では本文以外に時々校勘をしており、版本上の異同や收錄する根據を說明している。たとえば、卷三「上鍾侍郎經總制錢書」の題下の小注には「これは文集に據る。舊集に視（くら）べて猶詳し」とある。もう一つ、たとえば「答許順之」の三の「鮮只是少聖賢之言」條では、題は「又」としていて、その下に小字注で「この二條舊集に有り、兼ねて子重に答う」とある。「答許順之」の十三條の「潮州有一許敬之者」の末尾には、小字注で「文集を查（しら）べるに亦た缺く」とあるが、これは實際には誤りで、文集卷三九にこの文章は收載されている。卷三末「答許順之」の「操則存」條の末尾に、「舊集は『莫知其鄉也』で終わっている」と記されている。だからその下に、「所引文字尤不是」から「不可不知」に至る約百二十餘字を文集から增補して當てている。卷四「批柯國材辨孟」では、下に小字注で「文集にこれ無し」という。直後に連接するその「答柯國材」の「蔡彊來」篇には、また小字注で「これは舊集と各おの詳略あり、今全て文集を刻し、舊集に補入す」とある。また「答柯國材」の「傳序鄙意不欲如此」の箇所に、小字注で「以下の二條は乃ち文集に收刻す、舊集に

はこれ無し」という。巻十三の附錄語類八條の後、一字下げた本文の大字があり、「右錄は舊集に無き所、因りて『語類』を看、その論學と論政の同安に關するもの有れば、乃ち采りてこれを錄す。これまた舊集の類、學士者の準則と爲すべきなり」と言う。これらは、巻十三の附錄は均しく增補であることを表している。また、「舊集云々」というのは、都璋本もすべてそのように述べており、林希元の序文中にもまた明確に陳利用本を「舊集」と稱しているから、上に列擧した本文大字及び小字注はみな林希元の原刻本にあったものであって、鮑際明はただ重刻し部分的な增訂をしただけであると分かる。鮑際明本は基本的に希元本の面目を保存している。

文字の校勘の方面については、本集は精確だとは言いがたい。たとえば、巻三「上鍾侍郎經總制錢書」の「四方幽隱如通判事者」（萬曆本三十頁下、三十一頁上）、「亦相聚而怨曰朝無不悅喜」（三十一頁下、三十二頁上）、「奉行之官廷不恤我等耳」（三十二頁下、三十三頁上）等の句は明らかに意味が通じず、錯簡があるはずだ。

『四部叢刊』本等の通行の朱熹全集と互いに對校してみると、本集の文字には時々同じでないところがある。例えば、「宿雲際寺、許順之將別、以詩求敎」では、通行本の句末に「次韻」の二字があり、通行本では「情話歡無斁、離懷悵有違」となっている詩句が本集では「情話歡無斁、離情悵有違」になっている。本集の「承侍郎使君垂示所與少傅國公唱酬西湖佳句、次韻二首」という詩題は、通行本では「伏承侍郎使君垂示所與少傅國公唱酬西湖佳句、謹次高韻、聊發一笑」となっていて、若干異なっている。『四部叢刊』本は明嘉靖十一年、胡嶽、潘璜刻本（閩本に據る）を影印したものであるが、しかし林希元はこの版本を見ていない。朱熹文集は宋淳熙・紹熙年間に刊行された前・後集を除いて、多くの版本はすべて閩本と浙本の二大系統に大別できることを我々は知っている。林希元が見た版本は非閩本であるばかりでなく、浙本（浙本は閩本に同じ）とも同じではなく、當然ながら、宋淳熙・紹熙刊本とも異なるので、或いは彼が見たのはこれまで世に知られていない文集の版本であるかもしれない。

6、清・陳臚聲乾隆二十年刻本、十五卷

乾隆二十年（一七五五）、陳臚聲がまた『大同集』を出版した。臚聲、字は鴻亭、同安の人、附貢、捐中書科中書。乾隆三十四年（一七六九）八月、蘭州府河橋同知に推擧された[16]。その序文に「顧みるに明末より兵燹荒殘し、舊版散失す。この集の書たる、縉紳學士遂に見るに及ぶこと罕なり。……私心搜求することこれを久しうす。今夏、束裝して都に入り、道みち吳門を過ぎり、既に李彰の舊本を得、復た鮑令君際明の鐫本を得、謹しんで以てこれを梓人に授けて重刊す。……乾隆乙亥（一七五五）仲秋、同安後學陳臚聲敬書」[17]と述べている。その內容は、陳臚聲序、林希元「增訂朱子大同集原序」、目錄、都璋撰「朱夫子年譜」及び本文十五卷、となっている。その十五卷の內譯は、卷一・詩、卷二至卷六・書、卷七・札狀、卷八・序、卷九・記、卷十・跋、銘、贊、卷十一、十二・雜著、卷十三、十四・行狀、卷十五・祝文及附錄、という順に編纂されている。題は「增訂朱子大同集」、題字の下には「宋司書陳利用摹編、明次崖林希元增訂、後學鴻亭陳臚聲重校」と記される。每半頁10行、每行20字、左右雙欄、黑口、上魚尾、魚口は下向き。魚尾の下に「大同集卷之〇」と刻され、且つその下に原序・目錄・年譜、右側に小字で詩・書・劄狀・序等を加えており、原書の順序に從っている。下魚尾が位置すべきところに丁數が刻されている。陳臚聲の序文末尾に陽刻で「鳳閣舍人」、陰刻で「陳臚聲鴻亭」の印がある。卷十一「策問三十三道」の「問、臺諫天子耳目之官」條に、「崇論弘議未能有所聞於四方」の句があり、その「弘」字は乾隆帝の諱を避けて末筆を缺いている。

その文章は萬曆本に從っており、ただ卷數と編集配列に違いがあるだけである。ところどころ修訂があり、たとえば卷三「上鍾侍郎經總制錢書」（萬曆本のところで既引）の「四方幽隱如通判事者」（萬曆本三十頁下、三十一頁上）、「亦相聚而怨曰朝無不悅喜」（萬曆本三十一頁下、三十二頁上）、「奉行之官廷不恤我等耳」（原書三十二頁下、三十三頁上）の中の「隱如」・「朝無」・「官廷」は明らかに意味が通じないので、文集によってこれを正している。すなわち、萬曆本三十一頁と三十二頁を

互換して、「四方幽隠無不悦喜」、「奉行之官如通判事者」、「亦相聚而怨曰朝廷不恤我等耳」（乾隆本では十頁から十二頁に見える）としており、こうしてこそ符節が合うのである。また、文中に「虜」とあるのは「金」に改めている。文中にしばしば小字の「一作某」という注記が見受けられる。たとえば、巻十五「奉安蘇公祠告先聖文」中の「歳時奉祀、以建遺烈」の句では、「建」の下に小字で「一作延」とある。元の都璋本と明の萬暦本および文集はみな「建」に作っているので、「一作延」は李彰の舊本の説に従っているのであろう。

李彰は、無錫の人、弘治年間に同安知縣となる。彼が所藏していた舊本は、陳臚聲の序文によれば、「林次崖先生に至りて、更にその巻帙を増やしてこれを廣布す」とあり、或いは嘉靖二十四年の刻本であるかもしれない。さらに、その題字の下に「宋司書陳利用摹編、明次崖林希元增訂、後學鴻亭陳臚聲重校」と記されていることから見て、陳臚聲は、鮑際明刻本は林希元本と同じだと考えていて、だから大勢の見解に従ってこれを合刻し、その個々の文字に異同がある箇所には小字で「一作某」とその下に注したのであろう。これが、題字の下に「錫山後學鮑際明增訂」とする代わりに「後學鴻亭陳臚聲重校」と記した理由であろう。

上述したことをまとめておく。『大同集』版本の流傳プロセスのなかで最も重要なのは陳利用の原刻本と林希元の增補本があるが、この兩本はいずれもすでに散逸してしまった。しかし幸運にも、都璋本が陳利用の原刻本の面目を殘しており、鮑際明本も林希元本の面目を殘している。それゆえ、彼ら二人はそれぞれ陳利用と林希元の功臣だと言いうる。

四、文獻價値考

『四部叢刊』本等通行の朱熹全集（以下簡稱通行本）とそれぞれ對校すると、『大同集』の文獻的價値は主に以下のいくつ

かの面に現れている。

1、新しい情報の提供

『大同集』收載の文章には、執筆された時間を篇末に記しているものが少なくない。たとえば、「同安縣喻學者」[18]は「紹興二十三年十一月十六日某白」、「喻諸生」[19]は「七月二十二日」、「喻諸職事」[20]は「七月二十五日某上稟」、「泉州同安縣學故書目序」[21]は「五月丁未朔具位朱某序」、「射圃記」[22]は「五月朔記」、「蘇丞相祠記」[23]は「紹興二十五年六月朔日新安朱某記」と、それぞれ篇末に記されている。執筆した時間が篇題の中に示されているものもある。たとえば、「春祈謁廟文」[24]は題のなかに「甲戌」（紹興二十四年）と記され、「秋賽謁廟文」[25]は題のなかに「癸酉」（紹興二十三年）と明記されている。執筆の日時を記す以上の例は通行本朱熹文集では缺けているもので、ほかの文獻にも記載が見當たらない。このように『大同集』は、世間的な記錄や關係する諸文が書かれた正確な時間を記錄する唯一の孤本であり、最も早い書物である。本集のおかげで、我々はようやく朱熹が同安主簿の任にあった時期の正確な事跡を理解できるのであり、その史料的價値が貴重であるのは言うまでもない。

執筆の時間の明記以外に、『大同集』はさらに多くの重要な情報を提供する。たとえば「答陳宰」[26]は、『大同集』では題を「答陳宰元雯」としており、その人の字が元雯であることが分かる。また「囘王正臣」[27]は『大同集』では題を「囘王正臣元達啓」としており、その人の字が元達であることが分かる。また「朝散郎致仕陳公行狀」[28]は、『大同集』では冒頭に「左」の一字が加えられており、そこから正確な官階が分かる。また、「借王嘉叟天臺賦、凝思幽巖朗詠長川一幅、有契于心、因作此詩二首」[29]は、卷末の「考異」に「一に『借王嘉叟天臺横卷』に作る」とあるが、『大同集』では題を「借王嘉叟天臺横卷、展玩累日不厭、命工摹得兩段、爲賦二首」としており、「考異」の見解と近く、その畫が

横巻で、しかも曾て人に臨摹させたことが分かる。また、「獨自尋芳泗水濱、無邊光景一時新、等閑識得東風面、萬紫千紅總是春」と詠われる有名な「春日」詩[30]は、『大同集』では題を「和胡先生尋芳」としており、この詩がまさに胡憲と唱和したものであることが分かる。また「策問」[31]は、『大同集』では題を「堂補課試策問一十二道」としており、その命題の具體的な情況が分かる。また「紫陽琴銘」[32]は、『大同集』では題を「聽道人弾琴」としており、内容を見てみるとこの方が適題になっている。明らかにこれらのことは、すべて重要な參考的價値を備えている。

2、佚文と補填

『大同集』巻七に「批弟子解尊德性致廣大極高明說」が收められているが、それは次のような文である。

尊德性而不道於問學、則見善不明、德性亦無自而尊。欲致廣大而不盡精微、則務大而忽細、廣大亦無自而致。極高明而不道中庸、則賢知過之而不能無偏勝之患、故高明亦無自而極。先生批云、前三句說好。呂博士云、溫故而知新、所以進吾知也。惇厚以崇禮、所以尊吾行也。只味此句、更檢、恐有悞字。

また、「批弟子解賢者亦樂乎此說」は次のような文である。

善善而惡惡者人心之所同、惟眞知善之爲善而不可失、惡之爲惡而不可爲、此君子之所獨也。夫梁惠王比日安於沼上之樂、非不知也、私欲有以蔽之也。日瞻賢者之淸光而知其所樂爲不可槩之於心、能無愧乎。則善善而惡惡明矣。推是而往、然而不王者、未之有也。故孟子因擧文王、夏桀而徵之、使知能樂如文王之與民同、則其樂也在賢者亦何爲而不可哉。反是則喪亡無日矣、雖欲樂之、亦安得而樂之。先生批云、詳味本文、恐無此意。推而言之、略說則可、深說則未當。蓋如此支離、走却正意也。

以上の二篇は、通行本朱熹文集にも見當たらず、またほかの文獻にも記載されていないし、今人が收集した集成本や輯

佚本にも收錄されておらず、この二篇は朱熹の佚文である。

また、「答許平仲衍」には、「仁人之心未嘗忘天下之憂、固如此也[33]」という一文があり、更にまた、「批柯國材辨孟」には次のような文がある。

『辨孟』不知何處得。仁廟時有一孫抃、仕至樞密副使、參知政事、不知便是此人否。據溫公『記聞』說、此人淳厚無他才、以進士高第、累官至兩府。今讀此書氣象似是、兼紙亦是百十年前物。所論雖無甚奇、孟子意亦正不如此、似亦可以見其淳質之風。不審左右以爲如何。前輩不可得而見、其遺物要可寶、豈必其賢哉。

以上の二篇もまた通行本朱熹文集およびその他の文獻には收載されていないが、今人の束景南『朱熹佚文輯考』にはすでに採錄されている。

部分的な文字を補うことができるものに至っては、たとえば「答柯國材」第二書[34]の、「次爻卽一変而陰陽交、左下十六卦之陽、右下十六卦之陰、上交于右上之陰、下交于左上之陽。又」という一節は、通行各本すべて原文が缺損していて文意が續かないが、しかしながら『大同集』では完全で損佚がない。

通行本の「同安縣經史閣上梁文[35]」では「諸生勉繼舊××」の句の二字が缺損しているが、『大同集』はその箇所を「端操」と作っており、通行本の缺損を補うことができる。康熙本は「王貢」の二字を補うが、いまだその根據を見出せず、おそらくは憶測によるものであろう。「朝散郎致仕陳公行狀[36]」の「後安人左宣義郎致仕×之女」は、一字缺損しているが、『大同集』を見ると、缺損している字は「靖」だと分かる。『大同集』以外に「靖」とする文獻はない。「屛弟子員告先聖文[37]」の「所領弟子員有某某者」は、擧げるのを憚って原文には姓名が缺けているが、『大同集』はその姓名を載せ、「卓雄、林軒」と記しており、通行本の缺損を補うことができる。この類の記載はすべてただ『大同集』にのみ見出せるものなので、いよいよ珍重するに足る。

3、訛誤の補正

たとえば「紫陽琴銘」[38]は、「養君中和之正性、禁爾忿欲之邪心。乾坤無言物有則、我獨與子鈎其深」となっているが、『大同集』では「君」を「吾」に作り、「禁爾」は「去子」に作り、「則」は「跡」に作る。じっくり詩の全篇を味わえば、すべて『大同集』に基づいて改正すべきであろう。理由は以下の通りである。①全篇は七言詩であり、銘文ではないようである。その上、琴を詠じる語がない。また、彼此二人に關わっているので、篇題は『大同集』の「聽道人弾琴」が正しい。そうでないと、「養君（吾）」、「禁爾（去子）」、「與子」の語が宙に浮いてしまう。②「君」字はナンセンスである。もし弾琴の道人を指すとすれば、下の句と重復し、また聽く人に言及しないから、明らかに「君」ではおかしい。當然のことながら琴を指すと取ることはできない。そういうわけで、これは字形の相似からきた誤寫であるから、「吾」字に改めるべきである。③「則」と「跡」字は通じる。「物有則」は、『詩經』大雅烝民の「天生烝民、有物有則。民之秉彝、好是懿德」、「乾坤無言」は、『論語』陽貨篇の「子曰、予欲無言。子貢曰、子如不言、則小子何述焉。子曰、天何言哉、四時行焉、百物生焉、天何言哉」を踏まえている。細かに比較すれば、もし「物有則」だと、「乾坤無言」と重複し、かつ下句の「子鈎其深」とともに形而上のことを言うことになって取り合わせがよくなく、體があって用がない嫌いが生じる。「物有跡」と言えば、大道というものが決して捉えどころのないものではないことを示して、「跡」によって理を求めることが可能になってくる。願わくば貴君とともに、大千の萬象世界を通してその背後の深奥を探りたい、という意味になって，詩としてはこちらの方がすぐれたものになる。④「禁爾」でも「去子」でも通じるが、しかし前者だとあまりにも無遠慮で、門人を諭すような口調になって、客を待する表現ではなくなるから後者の方がよい。末句でも琴を鼓す人を「子」と呼んでいるのがその根據になる。

「朝散郎致仕陳公行狀」[39]の「請得致仕郎、未報疾革」の句では、「郎」の字が明らかに誤っている。『大同集』は「事」

の字に作っているが、それに従って改めてこそ、下の句に意味が繋がる。

4、異文の參考價値

『大同集』の中には大量の異文があり、その中には參考にすべき價値を持っているものも少なくない。たとえば、通行本文集卷二には「題九日山石佛院亂峰軒二首」と「題可老所藏徐明叔畫卷二首」の詩が收められているが、『大同集』卷一ではこの二篇を合わせて一篇とし、題を「題蘧庵畫卷」としている。さらに序文に、「石谷儉公は西峰石佛院に居し、壁を破りて牖と爲し、盡く西南諸峰を得たり。蘧庵は亂峰を以てこれに名づけ、爲に四章を賦す」と言う。兩者は比較的異同が大きく、參考に資することができる。

「鼓銘」[40]には「擊之鏜兮、朝旣暘兮、巧趨蹌兮」と言うが、簡略すぎて讀む者に未完の感覺を與える。『大同集』では、「鼓之鏜兮、朝旣暘兮、進斯堂兮、德音將兮、思與子偕臧兮」となっており、比較的行き届いている。

「策問」[41]第三條の「近世以學名家」を列擧するところは、「海陵胡先生」、「司馬文正公」の二家について『大同集』では記載がない。ここから朱熹の學術思想の前後の變化を窺い得るかもしれない。

次に「高士軒記」を比較してみる。以下の（　）內が『大同集』の異文である。

同安主簿廨皆老屋支拄、殆不可居。獨西北隅一軒爲亢爽可喜（同安主簿舍西北隅有屋數楹、牆宇儼立、窗户亦亢爽、大抵疏潔可喜、而佳花美木又列植於其外）、意前人爲之、以待夫（この字無し）治簿書之暇日而燕（宴）休焉。然視其所以名、則若有不屑居之之意。予以爲君子當無入而不自得、名此非是（予至、處之而宜、獨視其故名若不與事相符）、因更以爲「高士軒」。而（この字無し）客或難予曰（この字無し）、「漢世高士不爲主簿者、實御史屬。漢官御史府典制度文章、大夫位上卿、亞丞相、主其簿書者（この字無し）名（祿）秩亦（この字無し）不卑矣。彼猶以爲涴己而不顧焉（彼猶不屑爲之）、故

足以爲高也。今子僕僕焉在塵埃之中、左右朱墨、蒙犯蓁楚（「在塵埃」以下は無し）、以主縣簿於此、而以高士名其居、不亦戾乎」。豫曰、「固也是其言也、豈不亦（亦豈不）曰士安得獨自高、其不（この字無し）遭則可（この字無し）亡不（可）爲已乎。予於其言蓋嘗竊有感焉、然亦未嘗不病其言之未盡也。蓋謂士之不遭可無不爲、若古之乘田委吏、抱關擊柝者焉可也（雖然、予有異焉、曰、不遭而亡不可爲也）、謂士不能獨自高、則若彼者乃以（亦）未睹夫高也。夫士誠非有意於自高、然其所以超然獨立乎萬物之表者、亦豈有待於外而後高耶。知此則知主縣簿者雖甚卑、果不足以害其高（予聞古之君子其學道行爲足以自信而已、得喪豐悴無所入於其中、惟其在我者浩然而無所詘於彼、則亦豈有所待而高耶。然則主簿者雖甚卑、何足以害其高）、而此軒雖陋、高士者亦或有時而來也。顧予不足以當之、其有待於後之君子云爾」。客唯唯而退、因書之壁以爲記（云）[42]。

また「同安縣喩學者」を『大同集』と比較すると以下のようになっている。

學如不及、猶恐失之、此君子（之）所以孜孜（孳孳）焉愛日不倦而競尺寸之陰也。今或聞諸生晨起入學、未及日中而各已散去、此（この字無し）豈愛日之意也哉。夫學者所以爲己、而士者或（亦）患（於）貧賤、勢不得學、與無所於學而已。勢得學、又不爲無所（有所）於學、而猶不勉、是亦（この字無し）未嘗有志於學而已矣（この字無し）。然此（夫士不能有志於學者）非士之罪也、教不素（之不）明而學不素講也。今之世、父所以詔其子、兄所以勉其弟、師所以教其弟子（之所以教）、弟子之所以學、舍科舉之業、則無（以）爲也。使古人之學止於如此、則凡（この字無し）可以得志於科舉、斯已爾。所以孜孜（孳孳）焉愛日不倦、以至乎死而後已者、果何爲而然哉。今之士唯不知此、以爲苟（故其少長相與語曰）足以應有司之求矣、則（この字無し）無事乎汲汲爲也、是以至於惰遊而不知反、終身不能有志於學。而君子以爲（此）非士之罪也（この字無し）、使教素明於上而學素講於下、則士者固將有以用其力、而豈有不勉之患哉。熹（某）是以於諸君之事、不欲舉以有司之法而姑以文（先以）告焉。諸君苟能致（この二字無し）思於科舉之外而知古

人（この二字無し）所以爲學、則將有欲罷（已）而不能者、熹（某）所企而望也。（紹興二十三年十一月十六日某白）[43]

この二文は、文字の出入が比較的大きいけれども、しかし行文の大意は全く同じで、のちに修改潤色が加えられたはずである。淳熙末・紹熙初年には、すでに朱熹の文集の前後集は印行されており（臺灣故宮博物院藏）、當時朱熹はまだ在世していた。いま通行本が收錄する文章は、當時から搜集整理され、そのうちの相當部分は朱熹本人の改定を經たはずである。『大同集』は大量の異文を保存しており、まさにこれらは修正以前の原初的な面貌を傳えているに違いない。これらは朱熹の思想學術を研究する上で疑いなく重要な參考價値を備えている。

注目に値するのは、この『大同集』と淳熙・紹熙年間に出版された『晦庵先生文集』前後集との關係である。『大同集』は文字の面で通行本文集との異同が少なくないが、淳熙・紹熙本とは一致するところがある。たとえば「答許順之」の「操則存」條[44]は、先に言及したように萬曆本の卷三、本文の末尾に小字で「舊集止莫知其鄉也」と記されており、淳熙・紹熙本ではまさに「莫知其鄉也」で終わっているのである。「答柯國材」第二條[45]では、通行本が「邇來」になっているのを本集では「年來」に、「蓋因陰陽」を「似因陰陽」に、「乾坤造化」を「乾坤造物」に、「不問義理」を「不認義理」に、「事任己知」を「專任己私」に、それぞれ本集は作っている。「答許順之」十九條[46]では「不要放舍、亦不須如此」を本集は「不要放舍耳、不須如此」に作る。「答許順之」二十六條[47]では「持己愛民」を「持己愛人」に作る。これらはすべて淳熙・紹熙本と全く同じで、『大同集』と淳熙・紹熙本に收錄されているものは、すべてまだ朱熹が修正を加える前の原初的な面貌を殘していることを證明している。しかし、二者の間にはある種の版本の源流關係が存在しているのかどうか、これは更に一歩進んで研究する價値がある。淳熙・紹熙本は現存する最古の朱熹文集の刊本であり、また朱熹在世時に刊行され流布した刊本の中で唯一現在まで流傳しているものであり、その文字と內容は通行本と大きな違いがあって、その價値は計り知れない。宋人が編集した『大同集』は、既に文字方面においてこれと高度に一致し、朱熹文集の校勘整理と朱熹

を研究する上で缺くべからざるものであり、我々は刮目して本書を讀む必要がある。

五、缺陷の事例

早期朱熹文集の「別本」としての『大同集』の主たる價値は、すでに上述した通りである。當然、この書にもやはりいくらかの不足が存在する。

まずはじめに、收錄される文章の體例に嚴格さを缺いている點を擧げておきたい。前述したように、陳利用の原刻本が收錄する文章には乾道年間（一一六五～一一七三）の作品もあれば、紹熙三年（一一九二）、隆興二年（一一六四）、紹興二十八年（一一五八）、そして淳熙十二年（一一八五）の作品もあり、作品を書いた時期が朱熹の人生の大半をカバーしており、原本が收錄していたのは朱熹が同安主簿の任にあったときの作品に止まらず、さらに內容的に同安と關連する作品も含んでいる。內容的に同安と關連する作品を含んでいるからには、陳利用が漏らしたものも多く、だから林希元が增補する必要があったのである。

林希元は、陳利用が收錄すべきなのに收錄していない文章を增補し、擴充して十三卷とした。かくして同安と關連する朱熹の作品がほぼ具備されることになったのは、まことに林希元の功績である。しかしながら、矯正が度を過ぎ、原則が一定せず、前述したように「壽母生朝」、「和人遊西岩」、「和張彥輔落星寺之作」、「和彥輔雪後棲賢之作」、「承侍郎使君垂示所與少傅國公唱酬西湖佳句次韻二首」といった作品は、朱熹が同安主簿の任にあった時の作品ではないし、同安の人・事・地と全く關係がないものも多數含まれており、首をかしげさせられるのは本書の大きな缺點である。また同時に、小字で「これは文集に據り、舊集に視（くら）べて猶お詳し」、「これは舊集と各おの詳略有り、今文集を全刻し、舊集に補入す」等

といった注記があり、文集の文章を使って陳利用の舊集の文章を變更しており、これは朱熹の早期の思想を理解する上で、大いに遺憾とすべきことである。

要するに、陳利用の遺漏と、林希元の無差別な收錄とは、自らその體例を亂すことになり、それゆえに一定程度、早期朱熹文集の「別本」であり、かつ地域的な詩文選集としての『大同集』の價値を下げることになったのである。

內容における內容・文字方面においても、本書は少なくない缺陷を持っている。試しにいくつかの例を擧げてみる。

卷一「試院卽事」は、通行本と見比べると題注の「乙亥」を缺いている。「再至同安寄民舍居以示同志」は、通行本と見比べると文末注の「許生不葷肉」を缺いている。「從葉學古乞蘭」序に「去歲葉學古以花見予、旣以根歸之、因作一首」とあるが、通行本が「去歲蒙學古分惠蘭花、淸賞旣歇、復以根叢歸之故畹、而學古預有今歲之約、近聞頗已著花、輒賦小詩以尋前約、幸一笑」という詳細な題名を附すのに遠く及ばない。「日用自警」は通行本と見比べると篇題に「示平父」の三文字を缺いている。これらはすべて重要な情報の脫漏であり、明らかに通行本に及ばない。

文字の缺落はもっと多く、たとえば卷七「答柯國材」、「批王近思說後」、「答許順之操則存說」、「答子重順之問諸說」などは、通行本と見比べるとひとしく多くの文字を缺いており、ある場合には省略していて通行本の完備なるに及ばない。「答許順之』二十一條[48]を例に取れば、『大同集』は「熹頓首、祝弟歸、承書、知來尤川日有講習之樂、甚慰。信後暄暖、伏惟德履佳勝。熹此如昨、但春來弔喪問疾、略無少暇。前月末間、元履又不起疾、交遊凋落、可爲傷歎。而歲月如流、悔吝日積、亦將無聞而死、爲可懼耳」という大量の文字が缺落している。この缺落箇所は、この手紙が書かれた正確な年月および朱子と諸友たちとの交遊の事跡を傳えているだけでなく、また當時の朱熹の心境も表明されている、極めて重要な資料である。このような類いはひとつではなく、本書の一大缺陷と言わざるを得ない。

詩文の整理という面についても、また工夫の至らないところがある。たとえば卷一「寄題金元鼎面山亭」は、通行本で

は題を「寄題金元鼎同年長泰面山亭」としていて、全詩は「抗心塵境外、結宇臨秋山。乘高一騁望、表裏窮遐觀。衆嶸互攢列、連崗莽縈環。陽崖煙景舒、陰壑悲風寒。碧草晩未凋、林薄已復丹。仙人吳門子、歲晩當來還」というものである。一方、『大同集』は篇題の重要な「同年長泰」の四文字を缺落する以外に、「表裏窮遐觀」の句の下に尚お多く、「層甍麗朝暾、高扉啓晨關。了此棲息地、清暉且怡然」という四句を配している。一見すると重要な佚文のようだが、しかし仔細に檢討してみると、追加の四句が前句とつながらない稚拙な蛇足であることにたやすく氣づかされる。原詩の「乘高一騁晩、表里窮遐觀」は、以下の「衆嶸」・「連崗」・「陽崖」・「陰壑」・「碧草」・「林薄」といった景觀を統括し、そして最後に、胸中の思いが一氣呵成に吐露される。ところが、『大同集』のようにこの四句が追加されると、重複して雜駁となり、イメージも淺薄になって、文氣がここで切斷されてしまう。これは明らかに好事家が付け加えたものである。そのうえ、すでに「亭」の文字があるのに、どうして「層甍」や「高扉」を持ってくるのか。一時的に山頂の亭に至り、そこから眼下の景觀を鳥瞰しているのに、「栖息」というのはどういうことか。これらの四句が原詩のものでないことは極めて明瞭であり、『大同集』の編者は眞僞を見誤っている。ほかにも文字の訛誤が時々見受けられるので、本書を使うときには注意が必要である。

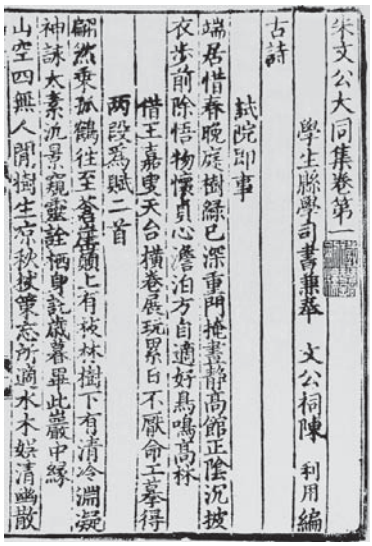

元都瑋至正閒刊本書影

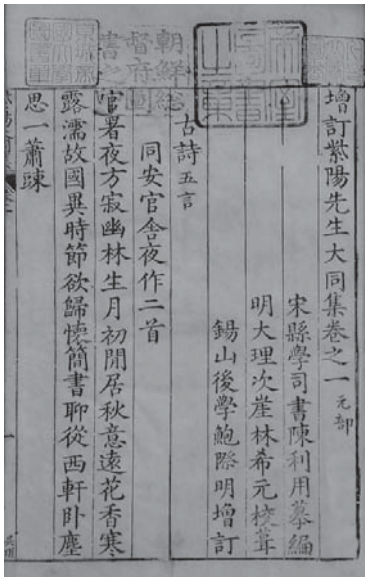

萬曆閒鮑際明刻本書影

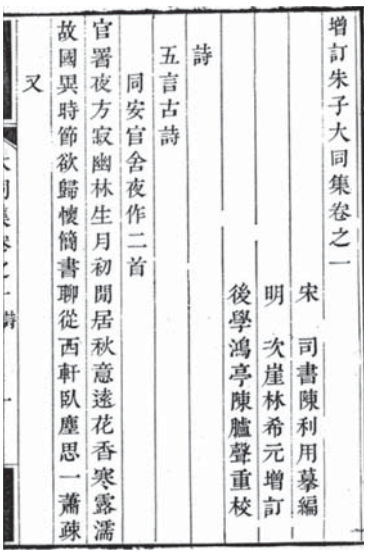
増訂朱子大同集卷之一
宋　司書陳利用募編
明　次崖林希元增訂
後學鴻亭陳臚聲重校
詩
五言古詩
同安官舍夜作二首
官署夜方寂幽林生月初閒居秋意遠花香寒露濶
故國異時節欲歸悽簡書聊從西軒臥塵思一蕭疎
又

乾隆閒陳臚聲刻本書影

＊本論文は、四川省哲學社會科學基地プロジェクト（プロジェクト批准番號：sc15e036）、四川大學中央高校基本科研業務費研究專項（プロジェクト批准番號：skqy201627）『朱熹文集編年詳注』研究の段階的成果の一部であり、儒學文明協働創新中心「儒學重大基礎研究工程」の重點項目『朱熹文集編年箋注』の成果の一部である。

尹波・郭齊は四川大學古籍整理研究所教授、白井順は同・副研究員。三名とも均しく貴州省の貴陽孔學同入駐學者。

注

（1）『四庫全書總目提要』卷一七四「別集」類存目。

（2）林希元「重刊大同集序」、『林次崖文集』卷七，乾隆十八年（一七五三）詒燕堂刻本。

（3）孔公俊「朱文公大同集序」、都璋『朱文公大同集』卷首、元刊本。康熙『同安縣志』卷十一、抄本。

（4）孔公俊「朱文公大同集序」、都璋『朱文公大同集』卷首，元刊本。

（5）康熙『同安縣志』卷五・卷二。

（6）康熙『同安縣志』卷十一、「重建大同書院記」、康熙刻本。

（7）林希元「重刊大同集序」、『林次崖文集』卷七。

（8）林希元「重刊大同集序」、『林次崖文集』卷七。

（9）林希元「送學諭拙修李先生歸田序」、『林次崖文集』卷九。

（10）林希元「增訂朱子大同集原序」、陳臚聲『增訂朱子大同集』卷首、乾隆二十年（一七五五）刻本。

（11）康熙『同安縣志』卷五。

（12）乾隆『江南通志』卷一四二、「景印文淵閣四庫全書」、臺灣商務印書館一九八六年版，第五一一册，第一六三頁。

（13）陳臚聲『增訂朱子大同集』卷首に據れば、林希元に「增訂朱子大同集原序」があるというが、殘缺によって見ていないはずである。

（14）朝鮮『承政院日記』正祖二十三年十一月十七日、奎章閣藏抄本。

（15）朝鮮『承政院日記』正祖二十三年十一月二十七日、奎章閣藏抄本。そこで言う「無き所のもの」というのは、小論の「四、文獻價值考」の「2、佚文補填」で言う四篇の佚文を指す。

（16）乾隆『甘州府志』卷十，乾隆刻本。

（17）陳臚聲「增訂朱子大同集序」、『增訂朱子大同集』卷首。

（18）『四部叢刊』本『晦庵先生朱文公文集』卷七四、元刊本『朱文公大同集』卷九では「勸學文」という題になっている。

（19）『晦庵先生朱文公文集』卷七四、『朱文公大同集』卷九では「與齋長喻學生文」という題になっている。

（20）『晦庵先生朱文公文集』卷七四、『朱文公大同集』卷九では「與職事文」という題になっている。

（21）『晦庵先生朱文公文集』卷七五、『朱文公大同集』卷三では「官書序」という題になっている。

（22）『晦庵先生朱文公文集』卷七七、『朱文公大同集』卷二。

（23）『晦庵先生朱文公文集』卷七七、『朱文公大同集』卷二では「丞相蘇公祠堂記」という題になっている。

(24)『晦庵先生朱文公文集』巻八六、『朱文公大同集』巻十では「甲戌春祈」と題されているが、康熙『同安縣志』巻二でも「甲戌春祈」になっている。

(25)『晦庵先生朱文公文集』巻八六、『朱文公大同集』巻十では「癸酉冬賽」と題されているが、康熙『同安縣志』巻二でも「癸酉冬賽」とする。

(26)『晦庵先生朱文公文集』巻二四、『朱文公大同集』巻八。

(27)『晦庵先生朱文公文集別集』巻八、『朱文公大同集』巻八。

(28)『晦庵先生朱文公文集』巻九七、『朱文公大同集』巻九。

(29)『晦庵先生朱文公文集』巻一、『朱文公大同集』巻一。

(30)『晦庵先生朱文公文集』巻一、『朱文公大同集』巻一。

(31)『晦庵先生朱文公文集』巻七四、『朱文公大同集』巻四。

(32)『晦庵先生朱文公文集』巻八五、『朱文公大同集』巻一。

(33)句末にはもと「漳泉汀三州經界未行、許公條究甚悉、監司郡守未有擧行者」三句が附されているが、これは返書の内容ではなく、明らかに編者が文獻敍述語を竄入させたものである。その「條究甚悉」云云は、あるいは朱子を指し、許衍ではないかもしれない。康熙『同安縣志』巻八「許衍傳」にもこの二句がある。許衍の事跡に關しては、『新安文獻志』巻七三、金文剛『金安節家傳』、『淳熙三山志』巻八、『閩中金石志』巻九、弘治『八閩通志』巻六七、正德『福州府志』巻二〇、萬曆『泉州府志』巻八、巻一四、『閩書』巻九〇等の記載によれば、許衍、字は平子、同安の人、慷慨して議論するのを好んだ。隆興二年（一一六四）、太學生百餘人を率い闕に伏して上書し、金安節の登用を請願したが、當時の士論はそれを是とした。乾道八年（一一七二）、上舍登第を果たす。曾て『本論』二十篇を上進して四民の利害を述べた。經界における供銀攬戶の弊害については、人々はみなそれを實見して不便と感じていた。彼はそのことを『本論』で辨論し、また關係部門に赴いてしばしば訴えた。淳熙十年（一一八三）、福州教授となり、『會應廟記』を著した。永福縣を知し、縣學を修復し、善政を施した。通判建寧府に任じられたが、赴任する前に逝去し、鄉賢として祀られた。

(34)『晦庵先生朱文公文集』巻三九、『朱文公大同集』巻七。

(35)『晦庵先生朱文公文集』巻八五、『朱文公大同集』巻九では「縣學經史閣擧梁文」と題されている。

(36)『晦庵先生朱文公文集』巻九七、『朱文公大同集』巻九では「左朝散郎致仕陳公行狀」と題されている。

(37)『晦庵先生朱文公文集』巻八六、『朱文公大同集』巻十では「屛斥弟子員告先聖」と題されている。

(38)『晦庵先生朱文公文集』巻八五、『朱文公大同集』巻一では「聽听道人彈琴」と題されている。

(39)『晦庵先生朱文公文集』巻九七、『朱文公大同集』巻九では「左朝散郎致仕陳公行狀」と題されている。

(40)『晦庵先生朱文公文集』巻八五、『朱文公大同集』巻三。

(41)『晦庵先生朱文公文集』巻七四、『朱文公大同集』巻五では「策問一十二道」と題されている。

(42)『晦庵先生朱文公文集』巻七七、『朱文公大同集』巻二では「主簿廳高士軒記」と題されている。

(43)『晦庵先生朱文公文集』巻七四、『朱文公大同集』巻九では「勸學文」と題されている。

(44)『晦庵先生朱文公文集』巻三九、『朱文公大同集』巻七。

(45)『晦庵先生朱文公文集』巻三九、『朱文公大同集』巻七。

(46)『晦庵先生朱文公文集』巻三九、『朱文公大同集』巻七。

(47)『晦庵先生朱文公文集』巻三九、『朱文公大同集』巻七。

(48)『晦庵先生朱文公文集』巻三九、『朱文公大同集』巻七では「答子重順之問諸說」と題されている。

【補記】

本論文は、人文科學研究所の共同研究班「東アジアの自然學と宗教文化」（班長：武田時昌）の班員である白井順（四川大學古籍研究所副研究員）が、尹波（同副所長）、郭齊（同教授）と共同で行った研究の成果報告書であり、二〇一六年九月三日の共同研究會（中國近世學術文化國際ワークショップ）においてなされた尹波教授の特別講演の配布資料（中文版）に基づいて、白井順が日本語に翻譯したものである。